

令和9年度広報よこはま緑区版デザイン編集業務委託 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 緑区入札参加資格審査・指名業者選定委員会実施要綱第8条の規定に基づき、「令和9年度広報よこはま緑区版デザイン編集業務委託」の受託候補者を公募型プロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、この実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) 評価委員会及び評価に関する事項
- (4) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書の内容は、別に定める「提案書作成要領」による。

(評価)

第4条 プロポーザルの評価事項は、別に定める「提案書評価基準」による。

2 評価委員会は、プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。

3 評価委員は、提案書の内容及びヒアリング結果を基に、別に定める評価基準に基づき採点を行う。評価基準のうち、「2 企業としての取組」は事務局が評価し、配点を評価委員の採点の合計点に加点する。評価委員会は、これにより提案者の中から1位の者を決定する。

4 合計点が同点の提案者が存在する場合は、評価委員会は、評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定する。評価委員の投票の票数が同数の場合には委員長の判断により決定する。

5 評価委員会は、提案者が1者の場合でも、評価委員の採点による評価を行う。

6 「2 企業としての取組」を除いた合計点が、満点（200点×5人＝1,000点）の5割に満たない提案者を受託候補者と決定することはできないものとする。

7 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

- (1)委員長 緑区総務課長
 - (2)副委員長 緑区地域振興課長
 - (3)委員 緑区区政推進課長、緑区福祉保健課長、緑区こども家庭支援課長
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
 - 5 委員長は、評価結果を緑区入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。
 - 6 評価委員会は、非公開とする。
 - 7 評価委員会の総務は、緑区区政推進課が行う。

（評価結果の審査）

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があがったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

（契約）

第7条 前条までの基づき実施したプロポーザルによって特定した業者と契約した場合、令和10年度及び令和11年度の「広報よこはま緑区版デザイン編集業務委託」にかかる契約については、選定委員会に諮った上で当該業者と随意契約できるものとする。

附 則

この要領は、令和8年9月24日から施行する。